

# 第1章 計画の策定にあたって

---

# 1

## 計画策定の趣旨

人口減少・少子高齢化や世帯の小規模化、一人ひとりの価値観や生活様式の多様化など、社会環境の変化により人と人とのつながりが次第に希薄化し、家庭や地域で支えあう力が弱まりつつあります。そのような中、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、さらには、ひきこもりや子育て家庭の孤立、虐待、経済的に困窮している世帯、自殺など新たな課題が表面化してきています。

このように、市民の福祉ニーズが多種多様化する中、従来の高齢者や子育て中の人、障がいのある人といった、制度・分野ごとの「縦割り」で整備されてきた公的なサービスだけでは対応が難しくなってきています。

そこで、公的なサービスを基本としつつも、市民が「支え手側」と「受け手側」にわかれるのではなく、地域住民や地域の多様な人・団体・機関が「我が事」として参画し、主体的な支え合いにより、暮らしと生きがいとともに創っていく地域共生社会の実現が求められています。

また、平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震、平成30年7月の西日本豪雨など大規模災害が頻発し、小郡市でも平成30年から毎年、豪雨による災害が発生する中、地域コミュニティの重要性が再認識されてきており、災害時における要支援者への支援体制の構築も求められています。

本市では、平成27年3月に「小郡市地域福祉計画」を策定し、平成28年3月には「小郡市地域福祉活動計画」を策定、地域における人と人との「つながり」を再構築し、一人ひとりの人権を大切にしながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市民参画のもとに「支え合う」ための仕組みをつくることを目指してきました。

本計画においても、前回計画の考え方を引き継ぎながら、市民をはじめ地域の多様な人・団体・機関が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく『地域共生社会』を実現していくため、本市における地域福祉を推進する指針としての「第2次小郡市地域福祉計画・小郡市地域福祉活動計画」を策定します。

# 2

## 基本的な考え方

### (1) 計画のとらえ方

#### ■ 「地域福祉計画」とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、本市における「地域での助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するための計画です。人と人とのつながりを基本として、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取組を進め、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らすことができる「ともに生きる地域社会づくり（地域共生社会）」を目指すための「理念」と「仕組み」を示します。

#### ■ 「地域福祉活動計画」とは

「地域福祉活動計画」は、地域住民やボランティア団体、福祉や介護の事業者などの民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的とする民間の活動・行動計画です。

地域福祉計画との整合性を図りながら、社会福祉法第109条の規定で地域福祉の推進役として位置付けられた社会福祉協議会が、中心となって策定するものです。

#### ■ 地域福祉計画・地域福祉活動計画両計画の一体的な策定

地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、民間の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は共通の目的を持ち、いわば車の両輪のように、地域住民をはじめとする地域福祉の推進に関わる様々な担い手の協力と参画を得ながら、取組を展開していく必要があります。

これらが一体となった計画を策定していくことにより、小郡市と小郡市社会福祉協議会を中心として、地域住民や民生委員児童委員、行政区やボランティア団体、さらにNPO法人、福祉や介護サービス事業所、関係機関・団体など、地域福祉の推進に関わる様々な担い手との連携や協働のあり方を明確にした、より実効性のある活動が可能となります。

このような考え方に基づき、小郡市及び小郡市社会福祉協議会では、地域住民が、身近な地域でお互いに支えあう仕組みを整えるとともに、地域福祉に関する活動などを積極的に推進するため、両計画を一体的に策定するものとします。

## (2) 地域福祉のとらえ方

### ■ 「地域福祉」に関わる法改正の変遷

平成12年に「社会福祉事業法」から「社会福祉法」に改正された際に、地域社会のあり方として住民同士のお互いの支え合い・助け合いによる支援と、公的な福祉サービスの充実を両輪とした「地域福祉の推進」の必要性が第4条に明記されました。

また、平成27年4月には、生活困窮者の自立の促進と生活困窮者支援を通じた地域づくりを目指した「生活困窮者自立支援法」が施行されました。

その後、平成29年6月には、地域包括ケアシステムの深化・推進を大きな柱の一つにした「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布され、この法改正に伴う社会福祉法の改正では、「地域共生社会」の実現に向けた取組の方向性が示されました。

具体的には、地域福祉推進の理念として、支援を必要とする住民や世帯が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握と関係機関との連携などによる解決が図られることを目指すことが明記されました。また、そのために、

- ①地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ②住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整などを行う体制整備
- ③主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関などの関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制構築

などの包括的な支援体制づくりに、市町村が努めることが規定されました。

■ 「自助」「互助」「共助」「公助」の役割

本計画では、地域での支え合いや助け合いによる福祉の取組とそのための支え合いの仕組みづくりなどを中心に示していきます。そして、そのような取組を実現していくためには、市民一人ひとりの役割や隣近所などの身近なつながりで助け合うこと、地域の組織や団体が取り組むこと、社会福祉協議会が取り組むこと、市役所などの行政機関が取り組むことなど、地域社会を構成するそれぞれの立場での役割に応じて行動していくことが重要です。このことは、「自助」「互助」「共助」「公助」の視点で整理することができます。

<地域福祉の向上に向けた4つの助け>

<b>自助</b>	個人や家族による支え合い・助け合い (個人や最も身近な家族が解決にあたる)
<b>互助</b>	身近な人間関係の中での組織化を前提としないお互い様の気持ちによる自発的な支え合い・助け合い (隣近所の友人や知人、別居する家族が、お互いに支え合い、助け合う)
<b>共助</b>	地域で暮らす人たちや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の施設・事業所などが組織的に、協働していくことによる支え合い・助け合い (「地域ぐるみ」で福祉活動に参画し、地域社会全体で支え合い、助け合う)
<b>公助</b>	保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づき、行政機関が公的な福祉サービスを提供することや地域における福祉活動を支援することによる支え (行政でなければできないことは、行政がしっかりとする)

※4つの助けの定義について

厚生労働省では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住んでいる地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。この地域包括ケアシステムの中で定義されている自助・互助・共助・公助は、費用負担のあり方により区分されています。

すなわち、公助が税による公の負担であるのに対し、共助は介護保険などの社会保険被保険者の負担による支援であると位置づけています。さらに、互助は費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なものとされています。

## 社会福祉法（抜粋）

### 第1条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

「地域福祉」という言葉が法令条文の中ではじめて登場し、さらに、「地域福祉の推進」が社会福祉の増進のための方法のひとつとして明記されています。

### 第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

地域住民と社会福祉に関する活動を行う者（地域ボランティアなど）が、公的機関や社会福祉法人などと連携を図りながら、地域福祉を推進する重要な担い手として期待されることが明記されています。

また、地域住民や福祉関係者が、①本人のみならず、その人が属する世帯全体に着目し、②福祉、介護、保健医療に限らない、様々な生活課題を把握するとともに、③行政などと協働し、課題を解決していくことが必要である旨を定め、「我が事・丸ごと」の包括的支援の理念を明確化しています。



## 社会福祉法（抜粋）

### 第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条（注：第106条の3）第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

市町村において、住民などの参画による地域福祉計画の策定が明記され、計画に盛り込むべき事項が示されています。

### 注：第106条の3（包括的な支援体制の整備）

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

①地域住民が自ら暮らす地域の課題を「我が事」として捉えられるような地域づくりの取組、②様々な相談を「丸ごと」受け止める場の整備、③相談機関の協働、ネットワーク体制の整備などを通じ、包括的な支援体制を整備していくことを市町村の努力義務としています。

### 社会福祉法（抜粋）

#### 第109条 （市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

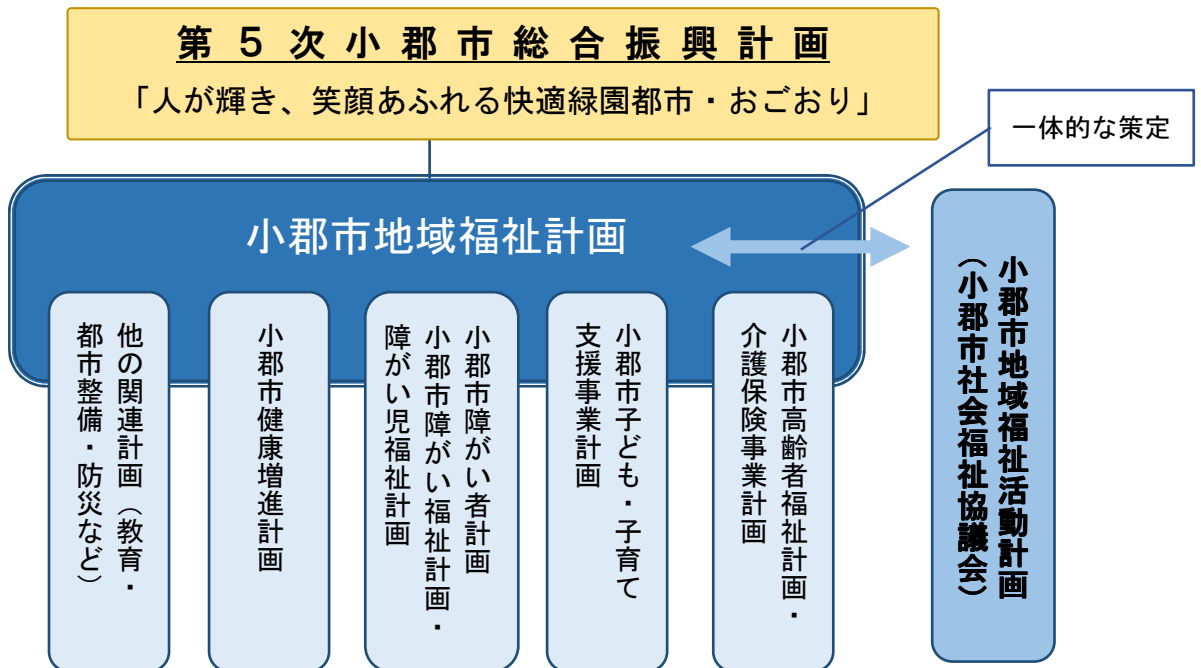


# 3 計画の位置づけ

「小郡市地域福祉計画」は、第5次小郡市総合振興計画を上位計画とし、これまでに策定された各分野の福祉計画を横断的につなぐとともに、関連する計画の中でも大きな目標として掲げられている「地域での支え合いや助け合い」を共有しながら、整合性と連携を確保して策定しています。また、「小郡市地域福祉計画」は、既存の各分野別の福祉計画のように対象者が限定されるものではなく、すべての市民を対象に、地域における福祉活動を推進するための計画となります。

「小郡市地域福祉活動計画」は、市民や地域の様々な関係者などの協働により、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進する活動を行っていくための活動・行動計画です。小郡市が策定した計画との連携をはかり、小郡市と協働しながら推進していきます。

## <小郡市地域福祉計画・小郡市地域福祉活動計画の位置づけ>



# 4 計画の期間

「小郡市地域福祉計画・小郡市地域福祉活動計画」の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成31年度 /令和元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
第1次 小郡市地域福祉計画					第2次 小郡市地域福祉計画 小郡市地域福祉活動計画				
	第1次 小郡市地域福祉活動計画								

# 5

## 計画の策定体制と方法

小郡市地域福祉計画・小郡市地域福祉活動計画の策定にあたっては、策定過程そのものが地域福祉の推進につながるよう市民が計画づくりに参画できる機会を設けました。

